

広告

企画・制作=日本経済新聞社クロスメディア営業局

NIKKEI BUSINESS DAILY FORUM
日経産業新聞
フォーラム2011

移転価格リスクに対応するグローバル戦略

全社ベースでの効果的・効率的な管理が重要

近年、移転価格問題が増加し、企業はグローバルなグループ会社間取引における移転価格リスクや利益配分への対応が問われている。このほど日本経済新聞社は、日経産業新聞フォーラム2011「移転価格リスクに対応するグローバル戦略」改定OECDガイドラインと平成23年度税制改正から「(協賛)KPMG税理士法人、長島・大野・常松法律事務所」を東京・大手町の日経ホールで開催した。国内企業の移転価格リスクに対するグローバル戦略について、活発な議論が交わされた。

基調講演

移転価格税制およびその執行を巡る最近の動向と課題



法務省 司法法制部
審査監督課長

山川 博樹氏

移転価格の手法は、価格や粗利益率を独立企業と比較する「基本三法」と、営業利益ベースでとらえる「利益法」に区分される。昨年の経済協力開発機構(OECD)移転価格ガイドラインの改定は、「基本三法を利益法に優先させる秩序」から個々の事案に最も適切な手法を選択する「最適手法秩序」に変更した点や、利益法の適用に関する詳細な指針を提供している点で重要だ。改定ガイドラインを踏まえた今年度の税制改正大綱では、移転価格税制の見直しとして「最適手法秩序」の採用に加え、「レンジ」の取り扱いや「シークレットコンパイル」の運用の明確化が挙げられている。

二重課税を回避する相互協議の現状は、協議件数の大半が移転価格関連で、その7割を2国間事前確認が占める。2国間事前確認が取引をよく知る当事者自身が手法を提示する点や、競

合する両国が一定の柔軟性をもって解決を図れる点で優れた仕組みだ。最大の貿易相手国である米国との関連取引の相当部分がこれでカバーされ、これまで総じて安定的に含意処理されていた。今後の重要課題の一つは、近年重要性を増している

海外子会社と日本の親会社
両方にリスクの可能性あり

海外子会社と日本の親会社 両方にリスクの可能性あり

OECD非加盟国への「ミットメント」だ。独立企業原則に即した課税と実効ある相互協議について一層理解を深める必要がある。国連やOECDなどの各国の経済、市場の表情を踏まえた議論が大事になる。なお、相手国による技術移転要求や利益送金制限が、独立企業間取引を阻害する場

制の世界的広がりや知的財産権を含む無形資産の重要性の高まりがある。グローバル化した移転価格リスクに対応する戦略とは、海外と日本で抱える課税リスクを全社ベースで認識・評価し、それらへの対応を織り込んだ経営を行うことではないか。親会社での対応としてはグループ内役員提供(IGS)とロイヤルティ徴収の確かな履

行が、子会社での対応として

ではTNMMなどによる移転価格算定が考えられる。この場合、子会社の作業に対応する形で、その取引における親会社の機能や無形資産提供の寄与を分析することになる。こうしたグローバル戦略の立案は、課税リスクの水準などを考慮した2国間事前確認の履行、2国間事前確認でカバーされない取引についての調査時の適切な対応、課税された場合の相互協議と訴訟との選択・対応、そしてこれらの対応の基礎となる種々の情報のリサーチなどを想定すると、専門性を要する作業であり、また全社的経営リスクとしてとらえる認識が必要だ。

近時、国際競争が激化する中、国際連結キャッシュフローの効率的な管理や経済連携の広がりに対応した経営判断が求められている。このような時勢下、世界中の移転価格リスクを全社ベースで認識・評価し、効果的・効率的に管理していくことは重要であろう。また、移転価格手法には発展の余地が十分にあり、実務に即した活発な議論が必要である。今後の進展に期待したい。

も一つは利益法の実務である。

広告

企画・制作=日本経済新聞社クロスメディア営業局

移転価格リスクに対応するグローバル戦略

NIKKEI BUSINESS DAILY FORUM
日経産業新聞
フォーラム2011

全社ベースでの効果的・効率的な管理が重要

プレゼンテーション

移転価格税制の実務への影響と課題

全体の方向性

KPMG税理士法人パートナー
KPMGグローバル移転価格サービス日本代表



堀口 大介氏

た。その内容は改定OECDガイドラインに平仄(ひょうそく)を合わせている。OECDガイドラインは法令ではないが、多くの国で税法を補完し基礎を形づくるものとして取り扱われ、日本でも通達で尊重し参照すべきものと位置づけられる。法令だけでなく2国間協議などにおいても双方の橋渡しをし得るものとして、その基礎

グローバル化を担う内容

今年度の税制改正大綱での移転価格税制見直しは、レンジの議論や算定方式の適用優先順位などと既に昨年度の大綱で示されていた検討事項に込める形となった

ドラインは法令ではないが、多くの国で税法を補完し基礎を形づくるものとして取り扱われ、日本でも通達で尊重し参照すべきものと位置づけられる。法令だけでなく2国間協議などにおいても双方の橋渡しをし得るものとして、その基礎

インの背景には日本企業のグローバル化、新興国の成長による経済のグローバル

というのが今の法律と制度の流れだ。移転価格税制だけでなく、配当免税やタックスヘイブンなども含めた対応が求められる。

特徴ある各項目

KPMG税理士法人パートナー 税理士

鈴木 彩子氏



では、従来通り独立企業原則の維持が再確認される一方、「全世界の定式配分」については実務上、現実的でない方式として否定している。また、「比較可能性分析における5つの要素」が挙げられ、機能リスク分析や経済状況といった要素は、より実務に即した詳細な記述になっている。

実務に即した詳細な記述

今回の改定ガイドラインでは1章から3章までの3項目が改定され、1項目が新章として追加された。

1章の「独立企業原則」

2章の「移転価格算定方

新たに追加された9章の

「事業再編に係る移転価格の側面」は、分散した無形資産の集中といった事業再編を想定し、リスクに関する特別な考慮や再編に係る独立企業間対価などの指針を提示している。

改定ガイドラインはこれまで以上に実務に即した事項をカバーしており、今後の実務に大いに役立つだろう。税制上の不足部分の補完が期待でき、文書化や2国間協議での議論のベースとして活用機会の増加が見込まれる。

広告

企画・制作=日本経済新聞社クロスメディア営業局

NIKKEI BUSINESS DAILY FORUM
日経産業新聞
フォーラム2011

移転価格リスクに対応するグローバル戦略

全社ベースでの効果的・効率的な管理が重要

プレゼンテーション

改正の法的側面の検討、訴訟を視野に入れて、

最適方法(ベストメソッド)ルールの採用と実務への法的影響

長島・大野・常松法律事務所パートナー 弁護士

藤枝純氏



きつことを規定している。

改正案がそのまま成立すれば、

引の内容や当事者の果たす機能

などを勘案し、独立企業原則に基づき、規定した条文となり、最適方法を適用することになる。

改正案に対してOECD移転価格ガイドラインの最適方法ルールでは、選択基準について、独立企業間価格を算定するときに利用す

る情報の信頼性や2つの取引の比較可能性の程度を重視。米国の最適方法ルールでもOECDガイドラインと同様に比較可能性の程度と、データおよび仮定の質を最適方法の判断要因に規定している。

現行法の下でのこれまでの裁判所判示のルールは、改正によって変わることになるだろう。基本三法が適用できないことの立証責任は議論が不要となる。なお、独立価格比準(CUP)法の事実上の優越性は変わらないが、実務上、適切な比較対象取引を見つけるのは困難であろう。

基本三法のいずれかを選

立証責任は

納税者が負担か

租税特別措置法の現行法では、基本三法の優先が基本ルールとなっている。条文で明確に、基本三法が適用できない場合に初めてその他の方法を使うことがで

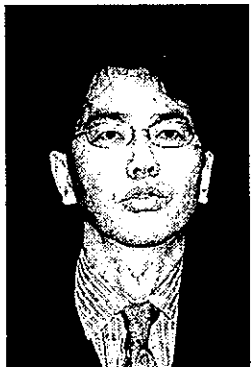
扱できる課税庁の裁量については優先関係がなくなるため、すべての適用について

て合理的裁量認められることになる。そして、課税庁の合理的内容の最適方法

レンジ・シークレットコンパラブルの運用明確化の実務的影響

長島・大野・常松法律事務所パートナー 弁護士

南繁樹氏



点は残る。

「幅」の意味につき、租税特別措置法の条文には「幅」という言葉がなへ

レンジの取り扱いに論点

税制改正大綱では幅(レンジ)の取り扱いを運用において明確にするとしているが、「幅」の意味や適用段階、解釈といった法的論

点を示している。従来の判例や解釈の根拠のようだ。しかし、同法の基礎となるOECDガイドラインでは、移転価格の算定は厳密な科学ではなく、複数の数値からなる幅が生み出されることになっている。ピン

ポイントで独立企業間価格を算定することは現実的になく、むしろ幅は必然的に求められるものと考えられる。

適用段階については、事前確認の実務で四分位法などによるレンジが既に導入されているが、税務調査でも適用される点が今回のポイントであり、大きな前進である。

法的解釈については、レンジは独立企業間価格の性質やOECDガイドラインに基づいたものであり、判例に矛盾しないとも考えられることから、「幅」の概念は十分に法的解釈として

上負うことになるのではないか。

も認められると考えた

税制改正大綱でのシークレットコンパラブルの運用の明確化は、従来の考え方を変更するものではない。しかし、課税庁も、裁判において裁判官への的確な証明が困難になる可能性は認識している。

納税者はシークレットコンパラブルの適法性を争うのみならず、開示事実だけでは比較可能性の立証が不十分であると主張し、事実の追加開示を求めることが重要になる。

NIKKEI BUSINESS DAILY FORUM
日経産業新聞
フォーラム2011

移転価格リスクに対応するグローバル戦略

広告

企画・制作=日本経済新聞社クロスメディア営業局

全社ベースでの効果的・効率的な管理が重要



平川氏



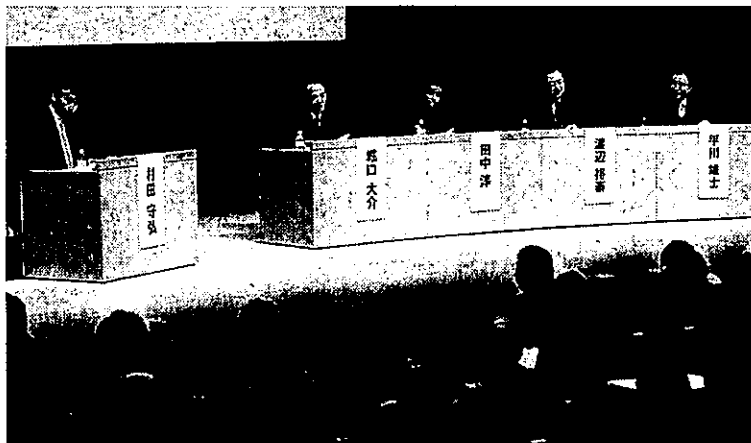
田中氏



渡辺氏



村田氏



- | | | |
|-------------|--|--------|
| 出
席
者 | パネリスト | 堀口 大介氏 |
| | KPMG税理士法人 パートナー
KPMGグローバル移転価格サービス日本代表 | 田中 淳氏 |
| | KPMG税理士法人 パートナー
公認会計士・税理士 | 渡辺 裕泰氏 |
| | 長島・大野・常松法律事務所 顧問
早稲田大学大学院 ファイナンス研究科教授(租税法担当) | 平川 雄士氏 |
| | 長島・大野・常松法律事務所 パートナー 弁護士
上智大学法科大学院 実務家准教授(租税法) | 村田 守弘氏 |
| | コーディネーター | |
| | 村田租税政策研究所 代表 公認会計士・税理士 | |

村田 関心の高い文書化だが、これは基本的に国外関連取引の内容を記載した

文書と独立企業間価格算定に関する文書の2つに大別できる。

田中 文書化の最大のポイントとは価格算定の文書でその妥当性や是非を自ら説

明することが求められている点だ。取引内容の文書ではリスクやセグメント財務データを明らかにすることが重要になる。
平川 国外関連者との取引契約書が正しく作成されていないと、移転価格上、多くの問題を引き起こすことになる。
文書化ルールの改正によって、税務調査で提出できるように契約書の作成が求められる。契約書がないと移転価格課税の対象か寄附金課税の対象かが曖昧になりうる。

パネルディスカッション

グローバル化した移転価格税制の問題点と実務対応

無形資産の帰属は移転価格税制の大きなテーマであり、法的所有権や経済的所有権を明確に定めておく点でも契約書を正しく作成することは不可欠だ。

村田 文書化において専門家をどう活用すればいいか。

堀口 子会社が実際にどんな価値を持ち、それはだれのものなのかといった根本的な判断に外部の専門家を活用するのが最善だと思う。内部からはわかりにくい部分だし、情報収集も必要になる。

村田 実務的な観点からレンジについて意見を伺いたい。

田中 今回の税制改正でレンジの概念が導入されたが、正しい方向に進んでいると感じる。近年の税制改正を通じて、TNMMでレンジを持たせて文書化する

か、レンジをどう使うのが非常に大事であり、日本のポリシーをきちんと作り上げて今後に生かしていくべきだ。

渡辺 日本ではレンジを

務上の問題ではないか。移転価格の場合、単に同種同業のデータなどを集めて議論するわけにはいかない。移転価格では比較可能性があるものだけが問題であり、ないものは使えないので、実務においてレンジはそれほど幅の広いものにはならないだろう。

契約書の適正作成が重要

平川氏

レンジの概念導入を評価

田中氏

実務上のレンジ幅は狭い

渡辺氏

利益コントロールも必要

堀口氏

とこういう流れができてきた。文書化は結果であって、そこに至るまでのプロセスが最初になければならぬ。プランをどうするの

前提にした議論が多いが、どうレンジを設定するのか、つまり、レンジを構成するポイントをどう選定するのかは実は最も大切な実

務上の問題ではないか。わかっていくと思われるが、TNMMに対する意見を伺いたい。

渡辺 TNMMのメリッ
トは、営業利益ベースのデ

ータ比較であるため第三者情報も使えるなど利用しやすいことだ。納税者と税務当局が共通の情報を持って、PS法のように利益を合算したり為替レートを調整するといった厄介な問題もなし。

堀口 TNMMがいいか、この単位をとるべきかといった問題は比較対象取引にかかっている。

注意すべき点はコンパラビリティに2つの考え方があることだ。正しい比較対象取引があるはずだが、一つに決められないので、残ったいくつかでレンジにするという考え方で、正しい比較対象取引はないので数

を集めて真実に近づけるという考え方だ。どちらに立つかをきちんと決めて実務を進める必要がある。

田中 TNMMとPS法には一長一短あるが、TNMMには事前にターゲットを見やすいという実務的メリットがある。ビジネス上のターゲットニングの観点から言えば、TNMMを優先的に考えるべきではないか。

村田 停滞している国と右肩上がりの国、つまりデフレとインフレが共存する世界における移転価格の問題点について聞きたい。

堀口 1つの企業が景気や利益が不均衡な世界の国々には全部を相手にしなければならなくなった。国や地域での利益のばらつきが税務の問題となり、利益を目的コントロールすることが求められる。従来のように各地域の担当者に任せ

てグローバルに目配りすることが重要だ。

村田 日本企業が非OECD加盟国で事業活動をしたとき、相互協議は必ずしもうまく機能していないようだ。訴訟を想定した場合、何をすべきか。

平川 発展途下国での訴訟は不明確で時間がかかる。日本の親会社がすべきことは現地の事情に通じた専門家を選定し、正しい戦略で事業をリードしてもらうことだ。現地の専門家の戦略に合ったサポートができる体制を日本側でも整える必要がある。

村田 移転価格のキーワードは多国籍化だ。多国籍化した企業は大企業であろうと中小企業であろうと移転価格の問題を避けられない。日本がものじりだけで生きていくうえで、企業の移転価格への対応は不可欠だとされる。